

函館市高齢者等帯状疱疹予防接種事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、市が実施する定期の帯状疱疹予防接種（以下「予防接種」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 実施にあたっては、市の予防接種事業に協力することを承諾した、医療機関等（以下「実施医療機関」という。）に委託して行うものとする。

(対象ワクチンの種類)

第3条 助成の対象となるワクチンの種類は、乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」（以下「ビケン」という。）または乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス筋注用」（以下「シングリックス」という。）のいずれか一方のみとする。

(対象者)

第4条 市の住民基本台帳に登録されている者で、次の各号に定める者とする。

- (1) 年度内に65歳となる者
- (2) 実年齢で60歳以上65歳未満の者で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(対象者への周知)

第5条 市長は、対象者に対し、あらかじめ、予防接種は接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであること、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、予防接種の効果および副反応ならびに健康被害救済制度等その他必要な事項を周知するものとする。

(接種の期間および回数)

第6条 市長が別に定める期間内において、同一人について、ビケン
は1回、シングリックスは2回とする。

(予診)

第7条 実施医療機関は、予防接種を行うにあたっては、「予防接種
法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25
年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の
別添「定期接種実施要領」に定める带状疱疹予防接種予診票(以下
「予診票」という。)により、予防接種を受けることが適当でない
者、または予防接種の判断を行うに際して、注意を要する者に該当
するか否かを調べるものとする。

(被接種者の費用負担)

第8条 被接種者は予防接種に要する費用の一部として、市長が別に
定める一部負担金を実施医療機関に支払うものとする。

2 市長は、被接種者が市民税非課税世帯に属する者(生活保護法(昭
和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者を除く。)と
あるときは、当該被接種者が支払うべき一部負担金を免除する
ものとする。

3 前項の規定による免除を受けようとする者は、予防接種を受ける
際に、市長が別に定める前項に該当する者であることを証する書面
を実施医療機関に提出しなければならない。

(予防接種済証の交付)

第9条 市長は、被接種者に対して予防接種後直ちに、予防接種法施
行規則(昭和23年厚生省令第36号)第4条第1項に定める予防
接種済証を交付するものとする。

(予防接種記録の保存)

第10条 市長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い、
適正に管理し保存するものとする。

2 予診票は、予防接種実施後5年間保存するものとする。

(副反応の報告)

第11条 市長は、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号厚生労働省健康局長通知）に定める予防接種後副反応報告書（以下「副反応報告書」という。）をあらかじめ実施医療機関に配布し、実施した医師が副反応報告書の報告基準に該当する副反応を診断した場合は、被接種者の同意を得て、速やかに副反応報告書により厚生労働省に報告するよう協力を求めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、第1号中「65歳の者」とあるのは「令和7年3月31日において100歳以上の者および同年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳となる者」とする。

3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、第1号中「65歳の者」とあるのは「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。